

年金請求書（短縮用）の手続き

○すべての方に必要な書類

受取先金融機関の通帳等 (本人名義)	カナ氏名、金融機関名、支店番号、口座番号が記載された部分を含む預金通帳 またはキャッシュカード（コピー可）等 年金請求書に金融機関の証明を受けた場合は不要です
印鑑	認印可

○ご本人（請求者）の厚生年金（共済）の加入期間が 20 年未満で、配偶者の厚生年金（共済）の加入期間が 20 年以上の方

戸籍謄本 (記載事項証明書)	配偶者について、請求者との続柄および配偶者の氏名・生年月日確認のため
世帯全員の住民票 (個人番号の記載がないもの)	請求者との生計維持関係の確認のため
請求者の収入が確認できる書類	生計維持確認のため 所得証明書、課税（非課税）証明書、源泉徴収票 等

○ご本人（請求者）の厚生年金（共済）の加入期間が 20 年以上かつ配偶者または 18 歳未満のお子様がいる方

戸籍謄本 (記載事項証明書)	配偶者および 18 歳到達年度の末日までの間にある子について、 請求者との続柄および配偶者・子の氏名・生年月日確認のため
世帯全員の住民票 (個人番号の記載がないもの)	請求者との生計維持関係の確認のため
配偶者の収入が確認できる書類	生計維持関係確認のため 所得証明書、課税（非課税）証明書、源泉徴収票等
子の収入が確認できる書類	生計維持関係確認のため 義務教育終了前は不要 高等学校等在学中の場合は在学証明書または学生証等

○その他ご本人の状況によって必要な書類

年金手帳	基礎年金番号以外の年金手帳をお持ちの場合
雇用保険被保険者証 (平成 29 年 8 月 1 日時)	雇用保険に加入したことがある場合に必要 7 年以内であれば再交付可能。添付出来ない場合は理由書が

点で65歳に到達している方は不要です)	必要です
年金証書	他の公的年金から年金を受けているとき（配偶者を含む）
合算対象期間が確認できる書類	詳細は下記※を参照してください

年金の請求は、預金通帳のコピーの添付でも手続きができるようになりました。

また、年金請求のためにご用意いただいた住民票等を年金請求以外で利用される場合は、お客様に住民票等の原本をお返しします。

身分関係を明らかにする添付書類につきまして、請求者の方のご負担を軽減するため、簡素化を図ることといたしました。（振替加算が加算される場合も含みます）

※ 国民年金に任意加入しなかった期間または任意加入を行い保険料を納付しなかった期間のある人は、それぞれ次の書類が必要です。

- ・ 配偶者が国民年金以外の公的年金制度の被保険者または組合員であった期間のある人は、配偶者が組合員または被保険者であったことを証する書類
- ・ 配偶者が国民年金以外の公的年金制度または恩給法等による老齢（退職）年金を受けることができた期間のある人は、配偶者が年金を受けることができたことを証する書類の写し
- ・ 本人が国民年金以外の公的年金制度または恩給法等による遺族年金等を受けることができた期間のある人は、本人が当該年金等を受けることができたことを証する書類の写し
- ・ その他、海外在住の期間等があったときは、このことを証する書類

請求者の住所が日本国外の場合は、上記の書類に代えて次の書類が必要となります。

- 世帯全員の住民票の写しに代えて在留国の日本領事館による証明（本人及び配偶者等の在留証明書）
- 年金の支払を受ける者に関する事項（届書）
年金を受け取る金融機関口座番号、住所を届出するための書類です。口座証明、小切手手帳の写し、通帳の写し等を添付してください。